

春日井市住居確保給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定される生活困窮者住居確保給付金を支給する事業について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 雇用契約において、期間の定めがない労働契約、又は6月以上の労働契約による就職をいう。
- (2) 家賃額 支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）が賃借する賃貸住宅の1月当たりの家賃額をいうものとし、共益費、管理費等の費用は含まないものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める住宅扶助基準額（以下「住宅扶助基準額」という。）を上限とする。
- (3) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金をいう。
- (4) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。
- (5) 経営相談先 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）に基づき中小企業庁が設置するよろず支援拠点、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）

に規定する商工会その他市長が認める公的な経営相談先をいう。

- (6) 自立に向けた活動 第4条第1号イに該当する生活困窮者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該生活困窮者の自立の促進に資すると市長が認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。

(事業の実施機関)

第3条 本事業の実施による支給審査、支給決定等の支給事務及び住居確保給付金支給申請の受付は、新規に住宅を賃借する者にあつては新たに居住する所在地の市で行うものとし、現に住宅を賃借している者にあつては現居住地の市で行うものとする。

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、支給申請時に、次のいずれにも該当する生活困窮者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 申請日において、離職又は自営業の廃止（以下「離職等」という。）の日から2年以内であること。ただし、今後離職等する場合であっても、離職等により申請日の属する月の翌月から第5号の収入要件に該当することについて、給付を申請した者（以下「支給申請者」という。）が、提出資料等により、当該事実を証明することが可能な場合は、申請があつた時点で離職等したものとみなす。延長及び再延長の申請時には問わないものとする。

イ 申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にあること。

- (2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者

であること。

ア 離職等の場合 離職等の日において、自らの労働により賃金を得て、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。この場合において、離職時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。

イ 前号イに該当する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持していること。

(3) 公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

(4) 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失していること、又は喪失するおそれがあること。この場合において、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者が、支給申請者が求職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこと。

(5) 申請日の属する月における、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が、市の条例において定められる市民税の均等割が非課税となる所得額を、収入額に換算し、12分の1を乗じて得た額（収入額は給与収入のみを用いて算出することとする。収入額－給与所得控除額＝所得額から収入額を換算する。（千円未満切り上げ））（以下「基準額」という。）に、支給申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下であること。ただし、申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職、失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入基準額に該当することについて、提出資料等により支給申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。

(6) 申請日における、支給申請者及び支給申請者と同一世帯の世帯に属

する者の所有する金融資産の合計額が基準額に6を乗じた金額以下であること。ただし、1,000,000円以下のものに限る。

(7) 地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者等に対する類似の給付を、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

(8) 支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（求職活動要件）

第5条 支給対象者は、支給期間中に、次に掲げる常用就職に向けた求職活動を全て行わなければならない。

(1) 公共職業安定所での求職活動を行う支給対象者

ア 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること。

イ 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け安定所確認印を受けること。

ウ 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
ただし、市長がやむを得ないと認める場合は除く。

(2) 自立に向けた活動を行う支給対象者

ア 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること。

イ 月1回以上、経営相談先へ面接等の支援を受けること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は除く。

ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づき取組を行うこと。

2 支給対象者は、市において策定された計画に基づき、次に掲げるとおり、誠実かつ熱心に求職活動等を行わなければならない。

(1) 自らの求職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合及び市の

就労支援員の支援を利用する場合は、計画に基づき前項第1号に規定する求職活動を誠実かつ熱心に行うこと。

(2) 就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合において、求職活動を継続することと比較した結果、これらの事業を一定期間集中的に利用することが早期就職につながると市長が認めた場合は、前項第1項に規定する求職活動を一定期間留保することができること。

(3) 自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先を利用しながら、前項第2号に規定する求職活動を誠実かつ熱心に行うこと。

3 前項第3号の場合において、経営相談先から公共職業安定所での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた旨の報告が支給対象者からあった場合は、市長は、支給対象者に対し、速やかに前項第1項に規定する求職活動を行うことを指示するものとする。

(支給額)

第6条 住居確保給付金は1月ごとに支給し、その月額を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

(1) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合 支給申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額

(2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と支給申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

2 前項第2号の規定により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

(支給期間等)

第7条 住居確保給付金の支給期間は、3月を限度とする。

- 2 第5条第1項に規定する求職活動を誠実に満たし、かつ、3月終了時点において一定の要件を満たしている場合は、3月間の延長が2回まで可能とする。ただし、第4条各号（第1号アを除く。）に定める支給要件に該当している者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて第6条第1項によって算出される金額とする。
- 3 支給開始月は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の賃料相当分から支給を開始する。
 - (2) 現に住宅を賃借している者にあつては、支給申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。
- 4 支給対象者が疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により第4条第3号の要件に該当しなくなった後、2年以内に同条各号（第1号アを除く。）の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金を支給する。この場合において、支給期間は合算して9月を超えない範囲で市長が定めるものとする。
- 5 住居確保給付金は、滞納した家賃へ充当することはできない。
(面接相談等)

第8条 本給付について相談に訪れた者に対し、市は、本給付の趣旨、概要等を説明し、雇用施策や社会福祉協議会による貸付事業等の関係事業の概要を説明するものとする。また、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、同様に申請を促すものとする。
(支給申請)

第9条 本給付の受給を希望する者（以下「受給希望者」という。）は、

住居確保給付金申請時確認書（第1号様式）について、説明された事項全てについて、同意をした上で申請するものとする。

- 2 受給希望者は、住居確保給付金支給申請書（第2号様式）及び添付書類等を、市に提出しなければならない。
- 3 市は、入居予定住宅に関する状況通知書（第3号様式）、住居喪失のおそれのある者に対しては、入居住宅に関する状況通知書（第4号様式）を交付するものとする。

（添付書類）

第10条 支給申請者が提出する添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本（抄本）をいう。）の写し
- (2) 離職等関係書類
 - ア 申請日から起算して2年（第4条第1号アただし書に該当する場合は最長4年）以内に離職廃業したことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由若しくは当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職若しくは廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
 - イ 第4条第1号アただし書に該当する場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することを確認できる書類の写し
- (3) 収入関係書類（支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類をいう。）の写し
- (4) 金融資産関係書類（支給申請者及び支給申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等をいう。）の写し
（雇用施策等の利用状況の申告）

第11条 支給申請者は、雇用施策等の利用状況を市に申告しなければならない。

2 前項の支給申請者の申告内容の確認のために必要がある場合、市は、支給申請者に求職申込・雇用施策利用状況確認書（第5号様式）を交付し、支給申請者は、公共職業安定所に持参し確認を得て提出しなければならない。

（住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整）

第12条 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整については、次のとおり行うものとする。

(1) 住居を喪失した支給申請者（以下「住居喪失者」という。）については、不動産媒介業者等が必要事項を記載した入居予定住宅に関する状況通知書を市に提出するものとする。

(2) 住居喪失するおそれのある支給申請者については、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者が必要事項を記載した入居住宅に関する状況通知書を市に提出するものとする。

（審査）

第13条 市は、提出された申請書、第10条第1号から第4号までに規定する添付書類、求職受付票の写し及び入居予定住宅に関する状況通知書又は入居住宅に関する状況通知書に基づき、支給申請の審査を行う。

2 市は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、銀行、信託会社その他の機関又は離職した事業主に対し資料提供・報告依頼書（第6号様式）をもって報告を求めることができる。

3 支給申請者が住居喪失者である場合、市は、審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対して、住居確保給付金支給対象者証明書（第7号様式）及び住居確保報告書（第8号様式）を交付するものとする。

4 審査の結果、本給付の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、住居確保給付金不支給決定通知書（第9号様式）を交付する。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第14条 住居喪失者は、入居予定住宅に関する状況通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、審査の結果交付された住居確保給付金支給対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結しなければならない。

2 前項の賃貸借契約を締結する際、総合支援資金貸付（住居入居費）（平成2年8月14日厚生省社第398号本職通知「生活福祉資金の貸付けについて」別紙生活福祉資金貸付制度要綱第4条第1項第2号の総合支援資金貸付（住居入居費）をいう。）の借入申込を行っている者は、その申請書の写しも提示しなければならない。この場合において、原則として停止条件付契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）とする。

3 住居喪失者は、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、住居確保報告書を市に提出しなければならない。

（支給決定等）

第15条 支給決定に当たっては、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

2 市は、支給申請者に対し、住居確保給付金支給決定通知書（第10号様式）を交付した上で、常用就職届（第11号様式）、職業相談確認票（第12号様式）及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書（第13号様式）（第5条第1項第（2）号に規定する自立に向けた活動を行う者に対しては、自立に向けた活動計画（第13号様式の2）及び自立に向けた活動

状況報告書（第13号様式の3））を交付するものとする。

（常用就職及び就労収入の報告）

第16条 本給付の受給が決定した者（以下「受給者」という。）は、支給決定後、常用就職した場合には、常用就職届を市に対し提出しなければならない。

2 受給者は、市に対し収入額を確認することができる書類を、毎月提出しなければならない。

（支給額の変更）

第17条 本給付受給期間中の支給額の変更は、原則行わない。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、受給者からの変更申請に基づき、支給額の変更を行うことができる。

- (1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- (2) 家賃額の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、住居確保給付金収入限度額を下回った場合
- (3) 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により同市内での転居が適当である場合

2 支給額変更の手続は、次のとおりとする。

- (1) 支給額の変更を希望する受給者は、市に対し、住居確保給付金変更支給申請書（第14号様式）を提出するものとする。
- (2) 市は、提出された住居確保給付金変更支給申請書に基づき変更決定し、住居確保給付金変更支給決定通知書（第15号様式）を交付するものとする。

（支給の中止）

第18条 次のいずれかに該当した場合、住居確保給付金の支給を中止する。

- (1) 誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合
- (2) 受給者が、常用就職し、又は受給者の給与その他の業務上の収入を

得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。また、その報告を怠った場合

- (3) 支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により同市内での転居が適当である場合を除く。）
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合
- (5) 支給決定後、住居確保給付金受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
- (6) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- (7) 受給者が生活保護の開始決定を受けた場合
- (8) 支給決定後、疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
- (9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、受給者の死亡等支給することができない事情が生じた場合

2 市は、前項各号の規定により支給を中止した場合には、対象者に対して住居確保給付金支給中止決定通知書（第16号様式）を交付する。

（住居確保給付金の支給期間の延長等）

第19条 支給期間中に常用就職ができなかった場合又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、第5条第1項に規定する求職活動を誠実に継続していたときには、申請により、3月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。ただし、第4条各号（第1号アを除く。）の支給要件を満たしている者に限るとともに、

その支給額は延長申請時の収入に基づいて第6条第1項によって算出される金額とする。

- 2 受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（第17号様式）を市に提出しなければならない。
- 3 市は、受給者が受給期間中に求職活動を誠実に行っていたか、第4条各号（第1号アを除く。）に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、第1項による延長等の要件を満たすと判断された者に対して延長等の決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（第18号様式）を受給者に交付する。

（再支給）

第20条 受給者が受給期間の終了後に、新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合において、第4条各号に規定する支給対象者の要件に該当する者については、第6条に規定する支給額、第7条に規定する支給期間等により、本給付を再支給することができる。ただし、再支給に当たっては、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限るものとする。

（不適正受給への対応）

第21条 市は、本給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について徴収することができる。

（暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除）

第22条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居住宅に関する状況通知書、入居予定住宅に関する状況通知書を受理しない。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
 - (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
 - (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産媒介業者等
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
 - (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
 - (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
 - (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
 - (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等
- 2 本給付の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業

者等に関わる給付の振込を中止する。

(支給期間の中断及び再開)

第23条 住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により第5条第1項に定める求職活動を行うことが困難となった場合は、本人からの申請により支給を中断する。

2 中断期間中、原則として毎月1回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

3 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により支給を再開する。ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9月までとする。

4 中断及び再開の手続等は、次のとおりとする。

(1) 疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、市に住居確保給付金支給中断届(第19号様式)及び疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により求職活動が困難である旨を証明する文書(医師の交付する診断書等をいう。)を提出する。

(2) 市は、受給者に住居確保給付金支給中断決定通知書(第20号様式)を交付する。

(3) 受給者が、住居確保給付金の支給の再開を希望する場合は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、住居確保給付金支給再開届(第21号様式)を市に提出しなければならない。

(4) 市は、受給者に住居確保給付金支給再開決定通知書(第22号様式)を交付する。

(細則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和2年6月以後の月分の住居確保給付金を含む支給期間における住居確保給付金について適用し、令和2年3月以前の月分の住居確保給付金を含む支給期間における住居確保給付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市住居確保給付金事業実施要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市住居確保給付金事業実施要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第9条関係）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(第2号様式)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、次の求職活動要件を満たすこと又は市の作成する計画に基づく就労支援を受けること
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 月4回以上、市の面接等の支援を受けること
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認める者
 - ① 月4回以上、市の面接等の支援を受けること
 - ② 月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取組を行うこと
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金を受けたことがない）
又は、
 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
再支給の申請までに 常用就職をした
 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族(以下「申請者等」という。)のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する社会福祉事務所の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、市又は社会福祉協議会が官公署から情報を求

年 月 日

(宛先) 春日井市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

自署 申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

- 1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本・戸籍全部事項証明書等のいずれかの写し
- 2 離職関係書類
下記のいずれかを証する書類
 - ・ 申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
 - ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

- 1 求職申込関係書類（公共職業安定所での求職活動を行う申請者）
公共職業安定所から付与された求職番号
- 2 経営相談先の記載（規則第3条第2項に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者）
経営相談先の名称
- 3 入居(予定)住宅関係書類
 - (1) 住居喪失者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第3号様式）
 - (2) 住居喪失のおそれのある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（第4号様式）

住居確保給付金支給申請書

フリガナ	
① 氏名	
② 生年月日	年 月 日 満()歳
③ 電話番号	

申立事項

④ 次の（１）又は（２）の場合であること（いずれか該当する方に記載）

（１）離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

（２）第4条第1号イに規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑤ 離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	
---------------------------	--

⑥ 次の（１）又は（２）のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）

（１）住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

（２）住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					
氏名					合計
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「規則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、規則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び社会福祉事務所の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

(宛先)春日井市長

自署 申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、規則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であつて、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、社会福祉事務所から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する社会福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

入居予定住宅に関する状況通知書

1. 次の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、市又は社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、市及び社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

(宛先) 春日井市長

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(所在地) 〒

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※ 貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※ 免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身 ・ 複数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	(年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、春日井市における住宅扶助特別基準額(限度額： 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の () 内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

初期費用			
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通 ・ 当座
		口座番号	
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通 ・ 当座
		口座番号	
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通 ・ 当座
		口座番号	
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通 ・ 当座
		口座番号	

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び市の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

自署 氏名
 住所
 電話番号

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

要綱第22条に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。

（参考）（暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除）

第22条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居住宅に関する状況通知書、入居予定住宅に関する状況通知書を受理しない。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

入居住宅に関する状況通知書

1. 次の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
 また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、市が官公署から情報を求めることを同意します。

(宛先) 春日井市長

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(所在地) 〒

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

要綱第22条に規定する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、春日井市における住宅扶助特別基準額(限度額： 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び市の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名.....

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約書の写しを添付して、この通知書を市に提出してください。

(参考) (暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第22条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居住宅に関する状況通知書、入居予定住宅に関する状況通知書を受理しない。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

求職申込・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金）

年 月 日

春日井 公共職業安定所 御中

フリガナ
 申請者 氏 名 _____
 生年月日 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

住居確保給付金の受給のため、求職申込及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、次の回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

（注）住所欄は、現在の居住地（住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名）を記載すること。

公共職業安定所回答欄

求職申込確認欄

求職申込受理状況	求職中 ・ 求職未登録 ・ 求職無効（ 年 月 日）
----------	----------------------------

雇用保険の利用状況確認欄

雇用保険受給状況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他（※1）（ _____ ）
支給中の者の支給状況（※2）	直近の認定日時点での支給終了予定日 _____月_____日

※1 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入する。

※2 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

雇用施策の利用状況確認欄

職業訓練受講給付金	有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他（ _____ ） 給付金の対象期間の末日（ 年 月 日）
（特記欄）	

公共職業安定所

年 月 日

名称 _____

担当・電話番号 _____

第6号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）

生活困窮者自立支援法第22条に基づき、住居確保給付金の支給に関して必要がありますので、次の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当市において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

（参考）生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

（資料の提供等）

第二十二條 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

住居確保給付金支給対象者証明書

次の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

機関名.....

代表者名..... 印

(担当).....

(電話番号).....

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1か月後までとします。

住居確保報告書

私は、次のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

(宛先) 春日井市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費) (社会福祉協議会による貸付け) を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続きを行った社会福祉事務所に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に社会福祉事務所に相談してください。

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

住居確保給付金不支給決定通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、次の理由により不支給となりましたので通知します。

不支給の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(注意事項)

1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合又は市の作成する計画に基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

・公共職業安定所等での求職活動を行う者

- ① 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること
- ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
- ③ 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

・自立に向けた活動を行う者

- ① 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること
- ② 月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受けること
- ③ 経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取組を行うこと

2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(第11号様式)」を提出してください。

3 常用就職している受給者及び第4条第1号イに該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月市に対し提出してください

4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、市に申し出てください。

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、次のとおり期間の定めのない又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて了解します。

(宛先) 春日井市長

年 月 日

フリカ`ナ
氏 名
住 所
電話番号

就職先

フリカ`ナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

職業相談確認票 (住居確保給付金)

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号

求職登録日

年 月 日

求職番号

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

※ 公共職業安定所において支援(*)を受けた場合は、安定所担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。(一月に最低2回以上の支援実績を記入すること。)

*公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。

※ 公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特記事項欄にその旨記入してください。(特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。)

※ 本票は、市の就労支援員等との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。

※ 公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、市の就労支援員等の相談員との面接時に提示すること。

住居確保給付金常用就職活動状況報告書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

フリガナ
氏 名 _____
住 所 _____

電話番号 _____

私は、常用就職に向けて、次のとおり求職活動を行いましたので、報告します。
なお、就職が決まったときは常用就職届(第 11 号様式)を速やかに提出します。

1. 公共職業安定所を活用した求職活動

公共職業安定所へ通った回数 (※) _____ 回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 _____ 件

※ 職業相談確認票(第 12 号様式)に記録した活動も件数に含めること。

2. 求職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	Tel :			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月	日	採用・不採用 (理由)		
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	Tel :			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月	日	採用・不採用 (理由)		
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()				

第 13 号様式 (第 15 条関係)

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	Tel :			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月	日	採用・不採用 (理由)		
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	Tel :			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月	日	採用・不採用 (理由)		
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	Tel :			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月	日	採用・不採用 (理由)		
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()				

第13号様式の2（第15条関係）

<p>自立に向けた 方向性</p>		
<p>自立に向けた 活動計画 (時期・方法等) (※)</p>	<p>1ヶ月目</p>	
	<p>2ヶ月目</p>	
	<p>3ヶ月目</p>	
<p>経営相談先</p>	<p>窓口名称</p>	
	<p>連絡先</p>	
	<p>対応者</p>	

※経営相談先から就労を勧められた場合は、自立相談支援機関へ報告すること

自立に向けた活動状況報告書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

フリガナ
氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

私は、自立に向けて、以下のとおり活動を行いましたので、報告します。
また、経営相談先から就労を勧められた場合についても、あわせて自立相談支援機関へ報告します。

1. 自立に向けた活動

経営相談先への相談回数 _____ 回

2. 自立に向けた活動計画

添付のとおり ※自立に向けた活動計画を添付

3. 活動状況

経営相談先への相談 ※方法の欄は左の該当するものを記載すること。

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容 (1. 対 面) (2. オンライン) (3. 電 話) (4. メ ー ル) (5. そ の 他)	相談日	年 月 日 ()	(時間: _____ ~ _____)	
	方法		担当者	
	具体的な 相談内容			

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容 (1. 対 面) (2. オンライン) (3. 電 話) (4. メ ー ル) (5. そ の 他)	相談日	年 月 日 ()	(時間: _____ ~ _____)	
	方法		担当者	
	具体的な 相談内容			

第 13 号様式の 3 (第 15 条関係)

自立に向けた活動計画に沿った活動

活動日	活動内容 (※)	取組の効果

※ 経営相談や自立に資するセミナー等の受講をした場合は、参加したセミナーの開催状況の分かる
ちらし等を添付すること。また、記載内容について、自治体より照会する場合があります。

上記 3. 活動状況について、自治体が必要と認める場合に、活動内容に記載された相談先等に、活動内容の実施状況について照会することに同意します。

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者氏名

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給変更申請します。

(宛先) 春日井市長

年 月 日

フリガナ
自署 氏名.....
住 所.....
.....
生年月日.....
電話番号.....

変更理由

変更理由	
------	--

添付書類

- 1 家賃変更の場合
 - ・変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
 - ・申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は市の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（第4号様式）
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、次のとおり変更決定したので通知します。

- 1 変更支給額 月額 円
- 2 変更後の家賃に対する支給期間
年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 変更理由
- 4 対象となる住宅 名称
所在地

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

住居確保給付金支給中止決定通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、次のとおり支給を中止することとしたので通知します。

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間(再)延長）

フリガナ	
① 氏 名	
② 生年月日	年 月 日 満（ ）歳
③ 電話番号	

④ 期間(再)延長が必要な理由

⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本 人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。失業等給付、各種年金等も合算する

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の(再)延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、規則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び市の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

(宛先) 春日井市長
自署 申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、規則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所での求職活動を行っている者
(例) 職業相談確認票 (第12号様式)
住居確保給付金常用就職活動状況報告書 (第13号様式)
 - ②規則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認める者
自立に向けた活動計画 (第12号様式の2)
自立に向けた活動状況報告書 (第13号様式の2)
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の金額が確認できる書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間(再)延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、次のとおり決定したので通知します。

1 支給額 月額 円

2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで

3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

4 支給対象となる住居 名称
所在地

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合又は市の作成する計画に基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・ 公共職業安定所等での求職活動を行う者
 - ① 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・ 自立に向けた活動を行う者
 - ① 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること
 - ② 月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取組を行うこと
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(第11号様式)」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び第4条第1号イに該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月市に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、市に申し出てください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が中断されることについて了解します。

(宛先) 春日井市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病 名 (治療期間の目途)	
中断 日	年 月 日
次回面談等(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限）の写し

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

住居確保給付金支給中断決定通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

- 1 支給中断時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中断の理由 疾病・負傷・育児その他やむを得ない事情により、求職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、原則1月に一度、市に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。市への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届(疾病又は負傷)」を市に提出して下さい。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に春日井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に春日井市を被告として(訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

(宛先) 春日井市長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

中断・再開の状況

申請番号	
中断決定日	年 月 日
再開を希望した面談日	年 月 日
求職活動を再開する日 (予定)	年 月 日

(添付書類)

- ・ 現住所を確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

住居確保給付金支給再開決定通知書

年 月 日第 号により支給中断した住居確保給付金に
ついて、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 再開後の支給期間 年 月分 (年 月家賃相当分) から
年 月分 (年 月家賃相当分) まで

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は市の作成する計画に基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・第4条第3号ただし書に基づく自立に向けた取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと市が認める者
 - ① 毎月4回以上、市の面接等の支援を受けること
 - ② 原則月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(第11号様式)」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び第4条第1号イに該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月市に対し提出してください
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、市に申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に春日井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。